

長野市新型コロナウイルス感染症対応方針（3月30日～）

令和4年3月30日

長野県においては、デルタ株と比べて感染力が強く、重症化リスクが低い一方、季節性インフルエンザより致命率が高いと指摘されているオミクロン株に対処するため、感染警戒レベル発出に関する新規陽性者数の基準を暫定的に緩和し、3月29日、「医療警報」を解除するとともに各圏域の感染状況に応じた感染警戒レベルに切り替えを行いました。

本市の新規陽性者数は高止まりしていることから、感染警戒レベルの基準が緩和されてもレベル5であり、保健・医療体制への負担や学校・保育所等をはじめとする社会インフラの影響を軽減させるため感染者数を抑える必要があります。

本市においては、引き続き感染防止対策を徹底し、ワクチン接種の促進を図るとともに、コロナ禍により落ち込んでいる経済回復に取り組みます。特に、4月3日から6月29日までの善光寺御開帳及び関連事業における感染予防・感染拡大防止対策については、関係団体と連携して適切に実施します。

1 ワクチン接種の推進について

【ワクチン接種の実施等】

- 新たに接種対象となる方や初回接種（1・2回目）を希望する方が接種を受けられる体制を継続します。
- 関係機関及び医療関係者の協力のもと、個別接種、集団接種によりワクチンの早期接種を推進します。
- 国及び県と連携し、接種に必要なワクチンの確保を進めます。
- 小児（5歳から11歳）接種は、かかりつけ医や小児科医の協力のもと、基礎疾患を有する子どもの接種を優先し、その他の小児については4月以降の接種ができるよう体制を整えます。

2 市民の皆様へ

【感染防止対策の徹底】

- 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所への外出・移動は十分注意してください。
(特措法第24条第9項に基づく知事の要請)
 - ・人との距離が確保できない場所や換気が不十分な施設を避ける
 - ・高齢者、基礎疾患があるなど重症化リスクが高い方やワクチン未接種の方は特に注意する
 - ・感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控える
 - ・できるだけ「信州の安心なお店」認証店など対策の取れている店舗を利用する
- 以下の基本的な感染防止対策を徹底してください。
 - ・人との距離の確保（マスク有でも最低1m）
 - ・マスクの正しい着用（できるだけ「不織布マスク」にする）
 - ・手洗い・手指消毒
 - ・「密集、密接、密閉」（3密）の回避
 - ・屋内・車内の十分な換気
 - ・人と会う機会をできるだけ減らす。特に高齢者、基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会うなど感染リスクを減らす

- ・自宅を含め、普段会わない方との会食は控える
 - ・店舗や施設等が行っている感染防止対策に協力する
 - ・少しでも体調に異変を感じた場合は、外出せず、速やかに医療機関に相談する
- 飲食店等での会食は、同一テーブル4人以内とし2時間以内に行ってください。
- ・5人以上のグループは、1テーブル4人以内となるよう、テーブルを分けて着席してください。
 - ・会話をする際にはマスクの着用を徹底してください

【家庭内での感染予防】

- 同居の方からの感染事例が増えています。家族に療養者がいる場合はもとより、体調不良者や濃厚接触者がいる場合は、できるだけ外出を控えるとともに、家庭内でも距離の確保、マスク着用等を徹底してください。
- 感染していても無症状の場合もあるため、日頃から家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いを行ってください。

【子どもや保護者へのお願い】

- 二次感染リスクが高いオミクロン株から子供たちを守るとともに、社会機能維持の観点や重症化リスクが高い高齢者等を守る観点から、家庭内での感染を防ぐため、学校や保育所等が取り組む感染防止対策に協力してください。
- 対策の長期化に伴い、生活や学習などで困りごとを抱えた子どもや保護者が、気軽に悩みを相談できる窓口を設けていますので、活用してください。

【人権への配慮】

- 患者・感染者、医療従事者、感染が広がっている地域等に滞在していた方、県外から来られた方等に対する不当な差別や偏見、誹謗中傷、いじめ等が生じないように、誰もが感染する可能性があるという意識を持ち、冷静な行動をお願いします。

3 事業者の皆様へ

- 事業者の皆様も、上記の「2 市民の皆様へ【感染防止対策の徹底】」に記載している事項について徹底してください。

【施設・店舗等における感染防止対策】

- 業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底してください。
(特措法第24条第9項に基づく知事の要請)
- 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者は状況に応じ入場制限等を実施してください。
(特措法第24条第9項に基づく知事の要請)
- ・入場者数の制限
 - ・施設内での物理的距離の確保
 - ・十分な換気
 - ・客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - ・客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- 観光関係の皆様は地域で連携して感染防止対策を徹底してください。

- 飲食店等において会食を行う場合は、同一テーブル4人以内とし2時間以内にしてください。
・5人以上のグループは、1テーブル4人以内となるよう、テーブルを分けて着席してください。

【職場の対応】

- 職場における在宅勤務や時差出勤、リモート会議等を促進し、気の緩みやすい休憩時間等に特に注意してください。
- 事業の継続が求められる事業者（生活・経済の安定確保に不可欠な事業者及びこれらの業務を支援する事業者）においては、十分な感染防止対策を講じるとともに、陽性者が発生した場合でも必要な業務を継続してください。事業活動を継続するために事業継続計画（BCP）を点検又は策定し実行できる体制を整備してください。
- 従業員等の健康状態を確認し、発熱、のどの痛み、だるさ等の症状がある場合には出勤させず、早めの受診を促してください。従業員等の同居者の健康状態にも注意してください。
- 事務室、食堂、更衣室・休憩室も含めた職場や寮等においては、換気や3密回避などの基本的な感染防止策を講じるとともに、食事の際はマスク会食を徹底してください。

【イベントの開催】

- イベント主催者は、感染防止対策を厳格に講じて開催してください。
(特措法第24条第9項に基づく知事の要請)
ア 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントは「感染防止安全計画」を策定し、事前に県に提出
イ ア以外のイベントについては、「チェックリスト」を作成の上、ホームページ等で公表
(対策の例)
 - ・誘導員の配置等による来場者間の密集回避
 - ・検査の実施等出演者やスタッフの健康管理の徹底
 - ・入場時の検温等による有症状者の参加防止

4 市としての取組

【的確な状況把握と迅速な対策の強化】

- 県が発表する「感染警戒レベル」・「医療アラート」等を受け、市内の感染状況を正しく把握するとともに、時機を逸することなく適切な対策を行います。

【感染者への迅速な対応と感染拡大防止の徹底】

- 感染者の適切な療養先への速やかな入院・入所を進めます。
- 感染者に関する調査を速やかに行い、濃厚接触者等や接触者に対する検査を適切に実施し、感染拡大防止に努めます。

【市有施設等の対応】

- 各施設の特性を踏まえ、利用制限や入場制限等を含め、施設利用者等の感染対策を徹底して利用を継続します。
- 感染対策を徹底してもなお、利用者等の感染リスクが高い施設は一部休止・休館を検討します。

【学校・保育所等の対応】

- 学校においては、通常登校とし、県の感染レベルに応じて感染症対策を講じてもなお感染リスク

の高い活動は、自粛することなどにより感染リスクを低減しつつ、教育活動を継続します。感染等に不安があり登校を見合わせる児童生徒や、学級閉鎖等により長期に渡ってやむを得ず登校できない児童生徒には、オンライン等を活用し、学びの保障を行います。

- 保育所については感染防止策を講じたうえで開所します。放課後子どもプラン施設においても同様とします。

【市主催イベント等の対応】

- 大人数が集まるイベント等を開催する場合は、県の対応方針を踏まえ、感染防止安全計画又はチェックリストの作成等所要の手続きを行い、消毒の徹底、マスクの着用等、基本的感染対策を講じた上で開催します。
- 感染リスクを低下させる対策が困難な場合は、延期または中止します。

【医療提供体制や検査体制の強化】

- 患者が増加した場合に備えた必要病床数の確保、医療資材の供給等の医療提供体制の整備、PCR検査体制の充実について、長野県と連携して迅速な取り組みを継続します。

【地域の支え合いによる消費の促進】

- 国・県の事業者等に対する支援策と連携し、大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を応援するとともに、地域の事業活動における消費の促進を支援します。

【市の業務体制の改革】

- 「新型コロナウイルス感染症対策」や「市民の生命・財産への影響が大きい業務」の執行体制を確実に確保した上で、これ以外の業務については、執務室のレイアウト変更、時差出勤やテレワーク等の実施により各所属の執務室における感染リスクの低減を継続します。
- 会議の開催は、会場が密になることを避け、できるだけオンラインで行うものとします。

5 年度末・年度始めにおける対策強化

- 県において、人の移動が増加する時期に感染が拡大してきたことを踏まえ、3月19日から4月10日までを「感染対策強化期間」としています。以下の内容に特にご協力ください
 - ・ 謝恩会・歓送迎会など会食を行う際は、基本的な感染防止対策を徹底するなど十分に注意するとともに「信州版 新たな会食のすゝめ」^{※1}を守る
 - ・ 旅行する際は、基本的な感染防止対策を徹底するなど十分に注意するとともに、「信州版 新たな旅のすゝめ」^{※2}を守る
 - ・ 進学・就職・帰省等により来訪される方は、「感染対策強化期間」をなるべく避ける
 - ・ 転勤や引っ越しの時期の分散化について検討する
 - ・ 卒業式・入学式、入社式等の行事を行う場合は、感染リスクを低下させるための対策について十分な検討と実施を行う

※1：お店の安全対策や従業員の指示に従い、大声での会話や他のグループとの交流は行わない。会食は2時間以内とし、お酌や回し飲み箸などの使いまわしはやめる等

※2：来訪前10日間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控えるとともに、体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感やだるさなど）は来訪を控える等